

# 現場説明書

- 1 工 事 名 有馬浄水場水質計器更新工事  
2 監 督 員 技術部 浄水課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この工事の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、工事請負契約書又は工事請負請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の上下水道局契約規程によりその例によることとされている契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は工事場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 契約の保証について

契約の保証 要 不要

契約の保証を付す場合は、落札者は、契約書等の案を提出するとともに、次の各号のいずれかの書類を提示又は提出すること。ただし、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とすること。

- (1) 契約保証金の納付を証する領収書  
(2) 契約保証金に代わる担保としての国債又は地方債等  
(3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、横須賀市上下水道事業管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証書  
(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証証券  
(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の証券

### 3. 前払金について

前払金 する しない

前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 4. 中間前払金について

中間前払金 する しない

中間前払金を受けようとする場合は、申請手続が必要なので、要件を満たした旨を申し出ること。

### 5. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

### 6. ~~継続事業に係る工事の各会計年度別支払限度額及び前払金について~~

- ~~(1) 継続事業に係る工事の各会計年度における請負代金額の支払限度額及び前払金の上限割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 <del>(請負代金額に対する割合)</del>	前払金の上限
<del>初年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・請負代金額の—%</del>
<del>第2年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・請負代金額の—%</del>
<del>第3年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・請負代金額の—%</del>

- ~~(2) 各会計年度における請負代金額の支払限度額は、請負者決定後工事請負契約書を作成するまでに請負者に通知する。~~

## 7. 契約に関する事項について

### (1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

### (2) 提出書類関係

- ア 請負代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
- イ 工 程 表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
- ウ 着 手 届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに当該主任技術者等の経歴書を同時に提出すること。
- オ 下請負関係書類 下請負を発注の都度、下記書類の写しを提出すること。  
  
・ 施工体制台帳  
  
・ 施工体系図  
  
・ 再下請負通知書（再下請負の発注がある場合）
- カ 直 営 工 事 届 下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

### (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

### (4) 支給材料、貸与品関係

- |           |    |    |
|-----------|----|----|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品   | あり | なし |

### (5) 条件変更等の関係

工事の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

### (6) 設計変更等の関係

必要により工事内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により工事内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、工期の末に行う。

### (7) 部分引渡し関係

- |           |    |    |
|-----------|----|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|----|----|

### (8) 火災保険等の関係

- |                 |    |    |
|-----------------|----|----|
| 火災保険その他の保険の付保条件 | あり | なし |
|-----------------|----|----|

## 8. 現場代理人の常駐義務について

請負代金額が500万円以上の工事について現場代理人は常駐とするが、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 工事 > 入札制度関連情報<工事> において、重複配置の特例がある場合は兼務することができる。

## 9. コリnzの登録について

請負者は、受注時又は変更時及びしゅん工時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) しゅん工時登録データの提出期限は、しゅん工後10日以内とする。
- (3) 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時としゅん工までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 10. 建設業退職金共済制度への加入について

- (1) 請負者は、建設業退職金共済(以下「建退共」という。)に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 請負者は、当初請負代金額が500万円以上の場合、建退共の発注者用掛金収納書を貼った「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」(第1号様式(建退共))、「建設業退職金共済関係提出書」(第2号様式(建退共))、「建設業退職金共済証紙貼付実績報告書」(第3号様式(建退共))を工事しゅん工時に監督員に提出すること。ただし、この制度に代わる退職金共済等に加入している場合又は対象労働者がいない場合については、内容を記載した「確認書」(第4号様式(建退共))を契約締結後1箇月以内に監督員に提出すること。  
なお、当初請負代金額が500万円未満の場合においても本市が証紙購入状況を把握する必要があると認めるときは、関係資料を提出しなければならない。
- (3) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を下請代金中に算入するか、又は共済証紙の現物交付をすることにより、当該下請負者の建退共加入並びに証紙の購入及び貼付の促進に努めること。
- (4) 下請負者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合、元請負者は建退共加入手続及び建退共関係事務の処理について、下請負者からの依頼には積極的に受託するよう努めること。
- (5) 請負者は、工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識を掲示すること。
- (6) 正当な理由がなく建退共に参加せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な請負者は工事成績評定において考慮される事となる。

## 11. 施工計画書の提出について

### (1) 施工計画書の作成

請負者は、契約後速やかに監督員の指示に従って施工計画書を作成し提出すること。ただし、監督員が別に指示する場合を除いて、次のいずれかに該当する工事については、提出を要しない。

- ア 当初請負代金額が500万円未満の工事、又は当初工期が60日未満の工事
- イ 契約後、直ちに現場着手を要する等の緊急工事
- ウ 工事内容に基づき、監督員が提出を要しないと判断した工事

### (2) 施工計画書の記載事項等

施工計画書等記載事項は、横須賀市ホームページ > 入札の広場 > 検査情報に記載（別表）のとおりとする。ただし、請負者は、施工計画書の提出を不要とした工事であっても、監督員が必要と指示する書面を速やかに提出すること。

### (3) 計画工程表の作成

請負者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

### (4) 実施工程との比較照査

請負者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに監督員へ報告すること。

## 12. ワンデーレスポンスの取り組みについて

### (1) 本市では、請負者からの質問、協議に対して、基本的に「その日のうち」に回答するよう、ワンデーレスポンスに取り組んでいる。

なお、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

### (2) 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、請負者は協力すること。

## 13. 中間及び抜打ち状況調査の実施について

中間状況調査又は抜打ち状況調査は、検査員が随時行う。この場合、請負者は調査に協力しなければならない。

## 14. 下請負者について

### (1) 下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

### (2) 下請契約を締結する際は、当該下請負者に対して法定福利費の内訳が明示された国の標準見積書等の提出を指導するとともに、提出された場合は尊重し、適切な法定福利費を含んだ契約を締結すること。

## 15. 一括下請けの禁止について

請負者は、本工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 16. 技術的事項について

特になし。

# 施工条件明示事項

工事名 有馬浄水場水質計器更新工事

1. 当該工事の施工条件明示事項欄の、下記表□内黒塗り部分が作業に当って、特に制約を受けることになるので明示する。  
又、明示されていない事項で請負者が、施工条件に該当すると思われる場合には、その都度監督員と協議すること。
2. 明示事項内容及び参考欄の内、参考と記載している箇所は見積り参考数値で、作業制約条件ではない。

明示項目	明 示 事 項	明示事項内容及び参考
□ 工程関係	<input type="checkbox"/> 他の工事の開始又は完了の時期による影響	
	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 (準備工期の設定等)	
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議の未成立	
	<input type="checkbox"/> 関係機関等との協議条件による影響	
	<input type="checkbox"/> 地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査及び移設期間	
	<input type="checkbox"/> 設計上、見込んでいる休日日数等以外の作業不能日数	
□ 用地関係	<input type="checkbox"/> 工事用地等の未処理部分	
	<input type="checkbox"/> 工事用仮設道路・資機材置き場の民有地等の借地	
	<input type="checkbox"/> 発注者が借り上げた土地の使用	
	<input type="checkbox"/> 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
□ 周辺環境関係 (公害・排水等)	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)対策	
	<input type="checkbox"/> 水替え・流入防止施設	
	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の処理対策	
	<input type="checkbox"/> 事業損失防止関係	
□ 安全対策関係	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の指定	
	<input type="checkbox"/> 近接工事での施工方法、作業時間等の制限	
	<input type="checkbox"/> 落石、土砂崩落等に対する防護施設	
	<input type="checkbox"/> 交通誘導警備員、警戒船等の保安設備、保安要員の配置	
	<input type="checkbox"/> 有毒ガス及び酸素欠乏等の換気設備等対策	

明示項目	明示事項	明示事項内容及び参考
□ 工道 工事路 用関係	□ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等の制限	
	□ 搬入路の使用及び使用後の処置	
	□ 仮設道路の設置	
	□ 一般道路の占用	
□ 仮設備 関係	□ 仮設物(仮土留、足場等)の他工事への転用若しくは兼用	
	□ 仮設備の構造及び施工方法の指定	
	□ 仮設備の設計条件の指定	
■ 建設副産物 関係	□ 残土の受け入れ及び仮置き場所までの距離、時間等の処分条件	
	□ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化	
	■ 建設副産物及び建設廃棄物の処理	1) 設計図書のとおりとし、受入条件については受入先条件による。
□ 薬液 注入 関係	□ 薬液注入工法の施工	
	□ 周辺環境への調査	
□ 工 事物 支障 等	□ 占用物件の有無及び占用物件等による工事支障物の存在	
	□ 地上、地下等の占用物件工事との重複施工	
■ その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置き	
	■ 工事現場発生品	1) 設計図書に基づき、適切な処分を行うこと。
	□ 支給材料及び貸与品	
	□ 関係機関・自治体等との近接工事協議に係る条件等	
	□ 架設工法の指定	
	□ 工事用水、電力等の指定	
	□ 新技術・新工法・特許工法の指定	
	□ 部分使用	
	□ 給水の必要	
	□ 電子納品対象工事特記仕様書	
□ その他		

## 有馬浄水場水質計器更新工事 特記仕様書

本工事の仕様は、この特記仕様書に定められたもののほか、当局水道工事共通仕様書及び施工技術書の定めによるものとする。

### 1 工事概要

本工事は、有馬浄水場に設置している原水低濁度計及び送水水道水用水質自動測定装置が経年劣化により、正常な動作に支障をきたす恐れがあるため、これを更新するものである。

### 2 工事場所

海老名市中河内1767番地

### 3 機器仕様

#### (1) 原水低濁度計

- ア 数量 : 1台
- イ 設置場所 : 屋内
- ウ 測定対象 : 原水低濁度
- エ 測定方式 : 表面散乱光方式
- オ 測定範囲 : 0～50/100度
- カ 測定出力信号 : DC 4～20mA
- キ 接点出力信号 : レンジ切替 大レンジで無電圧 a 接点ON
- ク 電源 : AC 100V 50Hz
- ケ 表示方式 : 液晶デジタル表示 (測定値3桁以上)
- コ 構造 : 屋内防滴形
- サ 自動ゼロ校正機能 : 有り
- シ 自動洗浄機能 : 有り
- ス 架台 : 壁掛け・ラック取付型
- セ 結露 : 結露しないこと  
(結露する可能性がある場合結露防止装置を付けること)
- ソ 予備品
  - (ア) 交換部品 (補用品) 2年分の部品
  - (イ) 光源ランプ 1個

#### (2) 送水水道水用水質自動測定装置 (色度 電気伝導率)

- ア 数量 : 1台
- イ 設置場所 : 屋内
- ウ 測定対象 : 上水

- エ 測定方式 : 色度 透過光測定法  
電気伝導率 交流2極方式
- オ 測定範囲 : 色度 0～10度  
電気伝導率 0～50mS/m
- カ 測定出力信号 : DC 4～20mA
- キ 電源 : AC 100V 50Hz
- ク 表示方式 : 液晶デジタル表示 (測定値3桁以上)
- ケ 構造 : 屋内防滴形
- コ 自動ゼロ校正機能 : 有り
- サ 自動洗浄機能 : 有り
- シ 架台 : 壁掛け・ラック取付型
- ス 結露 : 結露しないこと  
(結露する可能性がある場合結露防止装置を付けること)
- セ 予備品  
(7) 交換部品 (補用品) 2年分の部品

#### 4 工事内容

- (1) 既設濁度計及び水道水用水質自動測定装置に接続されている既設ケーブル離線
- (2) 試料水及びドレン配管を既設濁度計及び水道水用水質自動測定装置から取り外し
- (3) 既設濁度計及び水道水用水質自動測定装置撤去
- (4) 新規濁度計及び水道水用水質自動測定装置設置
- (5) 試料水及びドレン配管を新規濁度計及び水道水用水質自動測定装置に接続
- (6) 新規濁度計及び水道水用水質自動測定装置に離線した既設ケーブルを接続
- (7) 試験調整
- (8) 産業廃棄物運搬及び処分
- (9) その他上記工事に付随する工事
- (10) 試料水配管、ドレン配管、電源及び信号ケーブル等は既設再利用

#### 5 産業廃棄物運搬処分

本工事による撤去品及び廃棄物のすべてを運搬及び処分

- (1) 既設濁度計 (形式 TB400G 横河電機製) 1台
- (2) 既設水道水用水質自動測定装置 (形式 LQ180 東芝製) 1台
- (3) 既設取付架台 1式
- (4) その他撤去品及び発生品 1式

#### 6 その他

- (1) 詳細仕様等は、打合せ及び承諾図により決定する。
- (2) 工事工程について監督員と十分に協議すること。



- (3) 着手前打合せによる内容は、本仕様書よりも優先する。
- (4) 本工事で発生した撤去品等は、請負者処分とし、マニフェストの写しを提出すること。
- (5) 完成図書は金文字黒表紙とし、2部作成する。
- (6) しゅん工図は、印刷物のほか、AutoCAD2013 (dwg) で変換できるファイルを CD-R 等の電子媒体で提出すること。
- (7) 工事コストの表示について
- ア 工事請負額 1000 万円以上の工事を対象とする。
  - イ 工事請負額の表示は、工事現場に設置する「工事看板」に表示する。
  - ウ 表示金額は、万円単位など分かりやすい単位とする。
- (8) グリーン物品購入及び環境配慮について
- この工事を施工するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入費用が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等を調達願いたい。
- (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
- 本市は、独自の環境マネジメントシステム (YES) により事務事業の環境負荷低減に努めているので、請負者においてもできる限り環境に配慮した取組を実施されたい。
- なお、使用資材についてはアスベストが含有する資材を使用しないこと。
- (9) 保証期間
- 保証期間は、しゅん工検査合格の日より2年間とする。請負者は、保証期間内に発生した故障については、無償で修理すること。
- (10) 健康診断 (検便)
- 水源地・浄水場・配水池等において作業する次の各号いずれかに該当する者は、検便検査を行い作業開始前にその検査報告書を提出すること。検査項目は、赤痢菌・腸チフス・パラチフス・病原性大腸菌 0-157・サルモネラ菌とし、報告書には、氏名・性別・年齢・成績・検査場所を記載すること。
- ア 水工程に直接触れて作業する者
  - イ 水工程に直接触れないが、概ね一週間程度連続して作業する者
  - ウ 6か月を越えて従事する者
- (11) 工事記録写真
- 撮影表示板には、工事名、年月日、工事場所、工事内容、請負者を記載する。
- (12) ゴム製品等の品質確認等
- 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)で製造された製品や材料 (以下、ゴム製品等とする。別表参照) を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者 (東洋ゴム化工品(株)、ニッタ加工品(株)と資本金面・人事面で関係がない者) によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得

るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

(13) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(14) 建設副産物実態調査の作業手順（元請業者が行う）について

ア 一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページアドレス

<http://www.recycle.jacic.or.jp/> から建設副産物情報交換システムにログインする。

システムの操作方法については、「各種マニュアル」ページ内の「建設副産物情報交換システム」の操作マニュアル「排出事業者用」を参照する。

イ 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」の作成）

ウ CREDAS の各種書類の印刷により、「再生資源利用(促進)計画書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、施工計画書に添付する。

エ 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。

オ 工事検索画面から当該工事を検索し、「登録証明書の印刷」により「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を印刷し、監督員に提出する。

カ CREDAS の各種書類の印刷により「再生資源利用（促進）実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を印刷し、監督員の確認を受ける。

キ 完成図書に「再生資源利用(促進)実施書—建設リサイクルガイドライン様式—」を添付する。

以上

# 設 計 書

工事名	有馬浄水場水質計器更新工事		
工事場所	海老名市中河内1767番地		
工 事 概 要	<p style="text-align: center;">本工事は、有馬浄水場に設置している原水低濁度計及び送水水道水用水質自動測定装置が 経年劣化により、正常な動作に支障をきたす恐れがあるため、これを更新するものである。</p>		
	記		
		原水低濁度計	1台
		送水水道水用水質自動測定装置	1台
備 考	<p>工期</p> <p style="text-align: center;">自 平成 <u>      </u> 年 <u>      </u> 月 <u>      </u> 日</p> <p style="text-align: center;">至 平成 31 年 3 月 15 日</p> <p style="text-align: center;">契約の日から <u>      </u> 日間</p>	<p style="text-align: right;">工事日数</p> <p style="text-align: right;">日</p>	

NO. 1

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
水質計器更新工	総括内訳書					
1 機器費						
機器費		1	式			第1号内訳書
計	(機器費)					
2 直接工事費						
(1)輸送費		1	式			第2号内訳書
(2)労務費		1	式			第3号内訳書
(3)直接経費		1	式			第4号内訳書
計	(直接工事費)					
3 間接工事費						
(1)共通仮設費		1	式			第5号内訳書
(2)現場管理費		1	式			第6号内訳書
(3)据付間接費		1	式			第7号内訳書
計	(間接工事費)					
4 設計技術費						
設計技術費		1	式			第8号内訳書
計	(設計技術費)					

NO. 2

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
計	(工事原価)					
5 一般管理費等						
一般管理費等		1	式			第9号内訳書
計	(一般管理費等)					
合計						
工事価格						
消費税等相当額						
請負工事費 合計						

NO. 3

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第1号内訳書						
機器費						
原水低濁度計		1	台			
送水水道水用水質自動測定装置		1	台			
計	(機器費)					
第2号内訳書						
輸送費						
輸送費		1	式			
計						
第3号内訳書						
労務費						
電工			人			
技術者			人			
計						

NO. 4

工事設計書

工種又は名称	品質・形状・寸法	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
第4号内訳書						
直接経費						
機械器具損料		1	式			
計						
第5号内訳書						
共通仮設費						
(1)共通仮設費		1	式			
小計						
(2)準備費						
産業廃棄物運搬処分費		1	式			
小計						
計	(共通仮設費)					
第6号内訳書						
現場管理費						
現場管理費		1	式			
計						





# 見積参考資料

- (1) 設計構成、諸経费率、歩掛等は「下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編一」（発行元：公益社団法人日本下水道協会）によるが、これによりがたい場合は、別途積算基準を用いる。
- (2) 別途積算基準を用いた場合は、設置歩掛のみを採用し、諸経费率、補正率、撤去歩掛は「下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編一」による。
- (3) 共通仮設費の中で率により算出した費用及び現場管理費の合計額は千円止めとし、それ以外は、円止めとする。
- (4) 設計書摘要欄に横須賀市上下水道局一位代価表（施工単価表）・共通単価等の記載があった場合は、上下水道局ホームページ内、「請負工事に関する情報」→「上水道」→「水道工事積算単価関係」を参照されたい。
- (5) 本設計書における単価世代は、設計書に記載のとおりである。
- (6) 本資料に記載する数量は参考であるため、入札者は独自に積算し入札すること。



